

市民税県民税の課税誤りについて

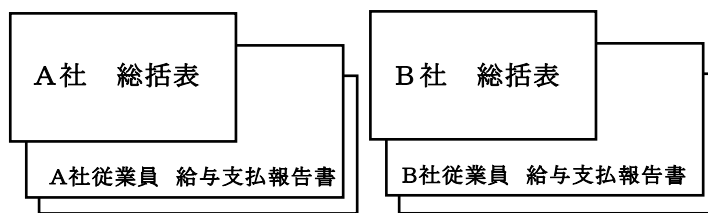
1 概要

各事業者宛に、「令和 8 年度 市民税県民税特別徴収税額通知書」を送付したところ、A 社の一部従業員分の税額が誤って B 社へ通知されていることが判明した。

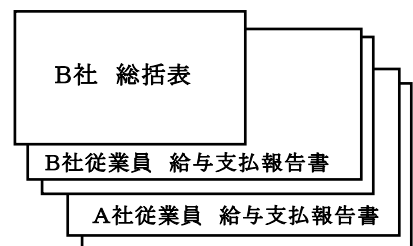
2 原因

令和 8 年度の課税業務にあたり、各事業者から提出された総括表及び給与支払報告書のデータ入力作業を外部委託しているが、委託業者へ引き渡す際に、A 社の一部従業員 8 名分の給与支払報告書を職員が誤って B 社分に含め、引き渡してしまった。

●本来の仕分け



●今回の誤った仕分け



3 経過

令和 8 年 2 月 2 日 給与支払報告書提出締切日（各事業者から市へ提出）

※給与支払報告書を 6 回に分けて順次、委託業者に引き渡し。

（初回：令和 8 年 1 月 16 日、最終：令和 8 年 2 月 10 日）

5 月 15 日 市から各事業者宛に税額通知書類等を発送

5 月 20 日 B 社からの電話により判明

4 対象事業者数

2 社

5 対応

A 社及び B 社へ直接訪問し、謝罪及び書類の回収等を行った。また、全事業者のデータをチェックし、他に誤りがないことを確認した。

6 再発防止策

給与支払報告書について、委託業者へ資料を引き渡す前に事業者毎の提出枚数の確認を徹底する。